

史跡を構成する諸要素について

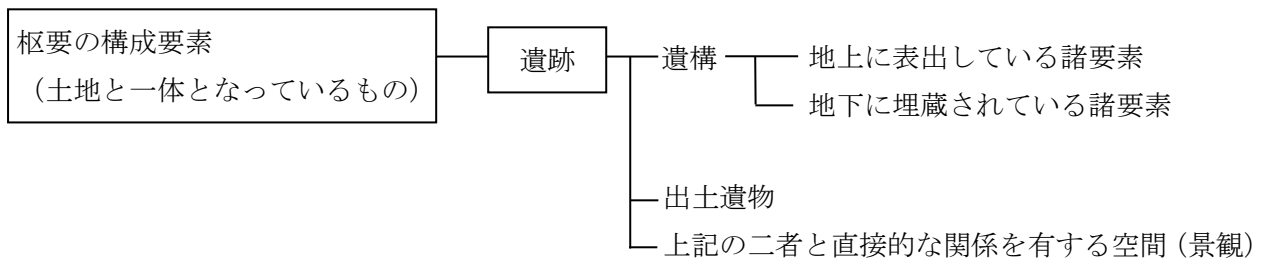
1 史跡を構成する諸要素

- ①本質的価値を構成する諸要素
- ②本質的価値を構成する諸要素以外の諸要素
 - A 史跡の保存・活用に有効な諸要素
 - B その他の諸要素
- ③指定地の周辺地域を構成する諸要素

2 史跡の本質的価値を構成する諸要素

(1) 史跡の本質的価値とは

史跡に指定された土地に存在する「遺跡」が土地と一体となって有する我が国の歴史上又は学術上の価値。



(『史跡等整備のてびき』I 総説編・資料編 文化庁文化財部記念物課 2005)

(2) 史跡の本質的価値を構成する諸要素の考え方

史跡を構成する遺構や遺物などであり、将来にわたり改変することなく確実な保存を図るべきである。

城郭を構成する石垣、堀、平場などの遺構や、地下に埋蔵されている遺構や遺物などがあたる。

(3) 史跡の本質的価値を構成する要素以外の諸要素の考え方

史跡指定地内において、仙台城の廃城後に自然的あるいは人為的に付加された諸要素。

①史跡の保存・活用に有効な諸要素

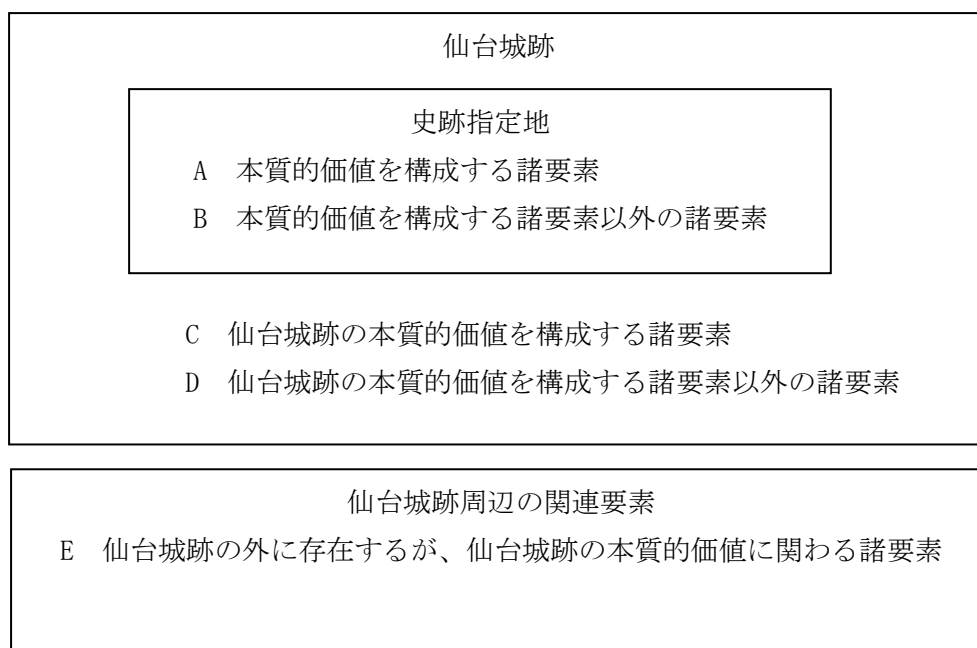
史跡の本質的価値を保存していくために欠くことのできないものや、史跡指定地の良好な環境や景観を構成して新たな価値を生み出している要素であり、今後も適切な維持管理を行って保全に努めるべき対象である。

史跡の公開活用を目的として設置された管理施設、説明板、案内板や消防関係設備、堀の水質浄化のための設備なども含まれる。

②その他の諸要素

史跡の本質的価値に直接は関わりのない施設や工作物。石垣等に影響を与えている樹木など。

3 仙台城跡を構成する諸要素（イメージ図）



4 地区区分

史跡を構成する諸要素を抽出するにあたり、範囲が広域であるため、主要な曲輪等を考慮して地区を区分する。

(1) 江戸時代の曲輪の認識について

①史料の記述内容

ア「仙台御城覚書」享保8年（1723）

規模（東西、南北）が記されている曲輪

本丸、蔵屋敷、二ノ丸、西屋敷、花壇仮屋

イ「仙台城普請窺写」享保6年（1721）

本丸として記述

中曲輪、清水門、東丸、子門

二の丸として記述

大手門、詰之門、用所

本丸と二の丸の間

溜池

ウ城下絵図

本丸：御本丸

二の丸：二ノ丸

三の丸：東丸、御米蔵、蔵屋敷

②江戸時代の曲輪認識について

・本丸の曲輪は「本丸」であるが、東丸及び本丸へ至る登城路は本丸の範囲と認識されている。

東丸から本丸までの範囲が広義の本丸

- ・二の丸の御殿区域が「二の丸」であるが、勘定所などの実務エリアも二の丸として認識されている。

大手門から西側は広義の二の丸

- ・「三の丸」という曲輪認識はない。

(2) 地区区分について

江戸時代の曲輪の認識を踏まえて、以下の地区区分を行う。

I 本丸を中心とした範囲

本丸水源であった御清水、貯水槽石垣等を含む

II 大手門、巽門から本丸までの登城路とその周辺

登城路、中曲輪、沢曲輪、中島曲輪

III 三の丸

水堀と土塁に囲まれた曲輪

※江戸時代には「三の丸」との呼称はされていないが、現在、「三の丸」として一般に普及していること、現計画で三の丸と記載されていることなどから、今回の計画でも「三の丸」と呼称することとする。しかし、将来的には、江戸時代の呼称に統一すべきと考えるため、当面は「三の丸（東丸）」と記述する。

IV 二の丸

いわゆる二の丸の殿舎と、その周辺にあった勘定所、蔵、破損小屋等も含む

V 御裏林と本丸縁辺の崖地

V-1 御裏林、V-2 本丸縁辺崖地

VI 城の東縁に配された武家屋敷、馬場、厩等

5 史跡を構成する諸要素

(別表参照)